

仕様書

1 業務の名称

I T・サテライトオフィス誘致W e bプロモーション強化業務

2 目的

山口県においては、若者・女性の人口流出が著しく、人口の社会減が続いている。この流れを断ち切り、若者・女性の県外流出の減少及び県外からの流入増加を図るため、若者・女性のニーズの高いI T関連企業・サテライトオフィス（以下「I T企業等」という。）の誘致を積極的に展開している。

こうした中、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、リスク分散や新しい生活様式を踏まえた大都市圏のI T企業等の地方進出が活発化していることから、移動自粛といった状況下において遠隔でも効果的に本県を紹介できるプロモーション動画や物件紹介用360° 静止画を作成するとともに、S N S広告等を活用したウェブプロモーションを展開することで、本県の認知度の向上を図るとともに本県へのI T企業等の進出を促進することを目的とする。

3 業務の期間

契約締結の日の翌日から令和3年3月31日まで

4 業務内容

(1) I T・サテライトオフィス誘致プロモーション動画の制作

- ・新型コロナウイルス感染拡大により、展示会の延期や規模縮小、進出検討企業の県内視察の見合わせなど、対面型での誘致活動が制限されていることから、遠隔でも効果的に本県の魅力を伝えることができるプロモーション動画を制作すること。
- ・動画の制作本数は次のとおりとすること。

① 3分から5分の動画

中山間地域の豊かな自然や三方に開けた海、歴史的建造物など本県の多様な魅力や、本県に進出する優位性についてそれぞれの地域に実際に進出した先輩企業の声を交えながら紹介する3分から5分の動画を1本制作すること。

② 概ね15秒、30秒、45秒の動画

① で制作した動画を基にS N S広告を想定し、S N S媒体に応じて概ね15秒、30秒、45秒の動画をそれぞれ1本制作すること。

- ・企画、取材、出演者との調整、撮影、編集等の動画制作に係る作業の全てを行うこと。
- ・動画は、スマートフォン、タブレット、パソコン、テレビ、イベント時の放映等、多様な媒体で使用することを想定して制作すること。
- ・制作した動画は、I T・サテライトオフィス誘致プロモーションH Pに埋め込みが

できること。

- ・動画を作成する際には、山口県IT・サテライトオフィス誘致プロモーション企画・運營業務で作成したロゴ及びパンフレットのコンセプト（多様なロケーションを有する山口県で、進出検討企業が思い描くそれぞれの理想のオフィスの形を見つけてほしい）を踏まえた動画とすること。

（2）動画広告の配信

- ・制作した動画を活用し、SNS広告を実施すること。
- ・動画広告を配信するターゲットを国内とし、配信先の具体的な企業・業種・役職・年齢・性別などの設定は採用された提案に基づくものであること。
- ・動画広告を配信する際は、興味関心層への的確なリーチや、スキップ対応可能な手法を取り入れるなど、広告として、より効果的な方法を用いること。
- ・広告の実施状況について、委託者側で実施状況を確認するために必要なアカウント情報等を開示すること。

（3）360° 静止画の制作

- ・新型コロナウイルス感染拡大により、進出検討企業の県内視察が困難な状況であるため、県内の空き物件やシェアオフィスなどを、遠隔地からでもリアリティのある形で内見ができる360° 静止画を制作すること。
- ・360° 静止画は、空き物件やシェアオフィスを含め30件分を制作すること。
（委託後、山口県が選定した物件等について制作すること。）
- ・撮影、編集等の360° 静止画制作に係る作業の全てを行うこと。
- ・制作した360° 静止画は、IT・サテライトオフィス誘致プロモーションHPに埋め込みができること。

（4）成果物の提出

- ・制作した動画コンテンツ及び360° 静止画を収めたDVD 5枚
- ・広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、趣味・嗜好、動画に対するコメント）などを毎月報告すること。（任意様式）

5 業務完了報告

受託者は、本業務が完了したときは遅延なく、業務委託報告書（任意様式）及び4に係る成果物や実施状況を示す資料を、紙媒体及び電子データで委託者に提出すること。

6 予算限度額

5, 291, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 著作権の取り扱いについて

業務委託に基づき作成される成果物等の著作権に関する取り扱いについては、以下に定

めるとおりとする。

- ・ 受託者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利（著作権）を県に無償で譲渡するものとする。ただし、県に著作権を譲渡できないもの（オープンソースによるプログラムや写真などレンタル素材等）を成果物の一部とすることは、利用条件等を県に説明し、同意を得た場合のみ可能とする。
- ・ 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（著作権人格権）を行使することができない。

8 その他

(1) 協議

本仕様書に関して疑義が生じた事項及び定めのない事項については、すべて県と協議の上、これを解決するものとする。

(2) 秘密保持

- ・ 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。